

市発注工事における土壤汚染対策法に基づく 手続きの未届けについて

1 内容

三次市公共工事において、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく届出（第4条関係）が行われていない可能性のある案件が判明しました。

①市道等整備事業	33件	⑤林業専用道整備事業	1件
②災害復旧事業	4件	⑥水道施設整備事業	4件
③施設整備事業	4件	⑦下水道施設整備事業	3件
④土地区画整理事業	1件	合計	50件

（対象：平成27年度～令和2年度実施中の事業）

※ 土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出

3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、知事（三次市の場合は、広島県北部厚生環境事務所）への届出が必要となる。

2 経緯

広島県、広島市等で土壤汚染対策法における届出の不備が公表されたことに伴い、三次市の状況を調査した結果、届出が必要である可能性のある事業が判明しました。

3 対応状況

判明案件について、広島県に対して届出対象工事に該当するか照会を行い、届出が必要な工事に該当した場合、今後、所要の届出等を行います。

4 原因及び対策

関係法律に対する職員の認識が不足していたことが原因であり、今後、法令遵守の徹底を図り、再発防止に努めます。

【市長コメント】

今回の事案については、誠に遺憾な思いであります。

今後、組織としての法令遵守の徹底と、職員の資質向上を図り、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

本件に関するお問い合わせ先



建設部 土木課(清古) 都市建築課(大前)

産業振興部 農政課(加藤)

水道局 水道課(濱口) 下水道課(杉原)

電話番号:0824-62-6111(代表) FAX番号:0824-62-6137(代表)